

津島市スポーツ協会慶弔規程

(趣旨)

第1条 津島市スポーツ協会（以下「協会」という。）の会員等に傷病または死亡等の不幸や結婚などの慶事があった場合は、この規程に定めるところにより、慶弔金等をおくるものとする。

(記念品料)

第2条 協会の役員を1期（2年）以上勤めて退職した場合は、次のとおり記念品料を贈るものとする。

- | | |
|--------------------|----------|
| (1) 会長 | 50,000 円 |
| (2) 副会長 | 30,000 円 |
| (3) 理事長・会計・監事・常任理事 | 10,000 円 |

(慶事)

第3条 会員及び役員が結婚したときは、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|----|
| (1) 本人の結婚 | 祝電 |
|-----------|----|

(弔慰金)

第4条 会員及び役員またはその家族が死亡したときは、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------------------|------------------|
| (1) 会員本人 | 弔電 |
| (2) 役員本人（顧問含む常任理事以上） | 供花1対・香典 10,000 円 |
| (3) 役員本人（理事・評議員） | 供花1基・香典 5,000 円 |
| (4) 役員家族（役員とは、顧問含む常任理事以上。家族とは、一親等以内） | 供花1基・香典 5,000 円 |

(傷病見舞金)

第5条 役員（顧問を含む評議員以上）が傷病になり、14日以上入院したときは、次のとおりとする。

- | | |
|------------|-------------|
| (1) 役員（本人） | 見舞金 5,000 円 |
|------------|-------------|

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、会長が特別に認めた者に対して、記念品料、弔慰金あるいは、傷病見舞金等をおくることができる。

2 この慶弔規程に関わる返礼はしないものとする。

3 この規程は、常任理事会において出席者の過半数の同意をもって変更することができる。

附 則

本規程は、昭和55年8月7日より施行する。

附 則

この規程は、昭和63年7月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 10 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 23 日から施行する。